主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人石川小市の上告趣意について。

所論は、すべて単なる訴訟法違反の主張であるから、明らかに刑訴四〇五条の上 告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により、なお当審における未決勾留日数の算 入につき刑法二一条を適用し主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎